二四一八番六
二四一八番一三及び二四一八番一四
二四一八番一八
二四一九番一
二四二四番一
二四二四番五
二四二四番七
二四二四番九から二四二四番一一まで
二四二五番一
二四二五番五から二四二五番七まで
二五八七番四
二五九一番一
二五九一番七及び二五九一番八
二五九二番四から二五九二番七まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県霧島市霧島田口
字霧島山　二五九一番七地先河川敷　一号
二五九一番五地先河川敷　二号
二五九一番一　三号
二五九一番五　四号
二五九一番七　五号
八　次に掲げる土地に存する標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱六号と十号を平成元年建設省告示第五百五号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県霧島市霧島田口
字霧島山　二五八八番一　六号から九号まで
二五八八番一地先道路敷　十号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高辻川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第四百七十三号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県大島郡大和村湯湾釜
字宮崎　七七番四　一号及び十号
一一七番　四号
字本母　一二一番　二号

字高辻　一五三番二地先河川敷　三号
一六〇番　五号
一五七番三　六号
一八〇番一　七号及び八号
一八〇番二地先河川敷　九号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尾野島浜川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県出水市高尾野町江内
字宇都川内　六四一六番　一号
六四一八番　二号
六四二九番一　三号から七号まで

六四二九番一地先道路敷　八号
六四三一番　十号
六四三一番一　十一号
六四三二番二　十二号
六四四九番四　十三号及び十四号

六四四九番二　十六号
六四一四番　十七号
六五二四番二〇　十五号
六五八六番一　九号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西之川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県熊毛郡屋久島町船行
字上住吉　三〇番　一号
三二番一　二号及び三号
三五番一　四号
三五番二　五号
一四番　六号から九号まで
三七番　十五号
三八番一　十六号及び十七号
三八番　十八号及び十九号
三八番地先道路敷　二十号

字米ノ山
字山ノ口

字板落　七二五番一　十号及び十一号
字中山道　七六九番一　十二号から十四号まで
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石良小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

鹿児島県大島郡宇検村湯湾
字井米　一七六六番二
一七六七番から一七七一番まで
一七七一番乙
一七七二番
一七七三番乙
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県大島郡宇検村湯湾
字井米　一七六六番　一号
一七七一番　二号
一七七三番乙　三号
一七七三番　四号
一七七四番一　五号及び六号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
針山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十七年建設省告示第六十六号で指定した同号三六に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県肝属郡南大隅町佐多郡
字外戸ノ元　二四五三番一
二四五四番二
字田ノ平　二四五五番三
字平石　二六八八番二
二六八九番一及び二六八九番二
二六九〇番一
二六九〇番四
二六九一番一
二六九二番一から二六九二番四まで

二六九三番六
二六九四番一九及び二六九四番二〇
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

鹿児島県大島郡龍郷町大勝
字山田　一四〇三番一
一四〇五番
一四〇五番四及び一四〇五番五
一四〇六番から一四一〇番まで
一四一一番一から一四一一番五まで
一四二〇番一
一四二一番から一四二八番まで
一四二九番一及び一四二九番二
一四三〇番及び一四三〇番一
一四三一番
一四三二番三
一四三三番七
一四三三番一二
一四三七番一
一四三八番

○国土交通省告示第二百三十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十六条第一項第二号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を次のように定める。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件

建築基準法施行令第百四十六条第一項第二号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いものとする。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。